

秋田県公報

目次	ページ
----	-----

規則

- 秋田県条例施行規則の一部を改正する規則(四二・税務課)……………1
- 保安林の指定解除予定通知(三二二・水と緑の森づくり課)……………1
- 水防警報をする河川の指定(三二三・河川砂防課)……………1
- 道路区域の変更(三二四、三二五・秋田地域振興局建設部)……………2
- 教育委員会告示……………2
- 教育委員会会議の開催(一三・教育庁総務課)……………2
- 平成二十一年度行政書士試験の実施(総務課)……………2
- 秋田県市町村職員共済組合公告(市町村課)……………5

規 則

- 秋田県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年七月七日
秋田県知事 佐 竹 敬 久
- 秋田県規則第四十二号
秋田県条例施行規則の一部を改正する規則
秋田県条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)の一部を次のように改正する。
第二十七条の二第一項の表中「附則第十条第十三項」を「附則第十条第十四項」に改め、同条第二項第十二号中「附則第十条第十二項」を「附則第十条第十三項」に改める。
様式第百八十一号中「附則第10条第13項」を「附則第10条第14項」に改める。

- ### 附 則
- この規則は、農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
 - この規則による改正前の秋田県条例施行規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

秋田県告示第三百十二号
農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。
平成二十一年七月七日
秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 解除予定保安林の所在場所
鹿角市八幡平字熊沢(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - 解除の理由 道路用地とするため
 - 解除予定保安林の所在場所
鹿角市八幡平字熊沢(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部水と緑の森づくり課及び鹿角地域振興局農林部並びに鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第三百十三号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十六条第一項の規定により、知事が水防警報をする河川を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき、公示する。
平成二十一年七月七日
秋田県知事 佐 竹 敬 久

新規指定

河川名	指 定 区 間
(左岸) 北秋田郡上小阿仁村南沢字南沢二十六番地から北秋田市羽根山字恵土三十二	

小阿仁川
番地二まで
(右岸) 北秋田郡上小阿仁村南沢字抜石四十三番地から北秋田市李岱字柳原百十三番地二まで

小猿部川
(左岸) 北秋田市七日市字品類渡二十一番地から北秋田市脇神字法泉坊沢六十二番地四まで
(右岸) 北秋田市七日市字下夕袋九番地三から北秋田市脇神字堂ヶ岱屋敷廻五十七番地まで

綴子川
(左岸) 北秋田市綴子字掛泥道下百四十七番地一から北秋田市坊沢字新田百二十二まで
(右岸) 北秋田市綴子字田中大道下四十五番地五から北秋田市坊沢字外中畑八十四まで

指定変更(変更前)

河川名
指 定 区 間
(左岸) 北秋田市五味堀字倉ノ台地先小様川合流点から能代市二ツ井町麻生字下田平地先米代川合流点まで
(右岸) 北秋田市五味堀字大岱地先小様川合流点から能代市二ツ井町麻生字下田平地先米代川合流点まで

指定変更(変更後)

河川名
指 定 区 間
(左岸) 北秋田市阿仁萱草字小田地沢地先から能代市二ツ井町麻生字下田平地先米代川合流点まで
(右岸) 北秋田市阿仁萱草字地蔵岱地先から能代市二ツ井町麻生字下田平地先米代川合流点まで

秋田県告示第三百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成二十一年七月七日

秋田県知事 佐竹敬久

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
			B	A		
県 道	旧	男鹿琴丘線	男鹿市角間崎字岡見沢九四番一地先	男鹿市角間崎字岡見沢九四番一地先	七・〇〇〃二六・〇〇	〇・〇四一
			男鹿市角間崎字岡見沢九四番一地先から百目木四六番六地先まで		五・〇〇〃七・〇〇	〇・七八四
	新	男鹿琴丘線	男鹿市角間崎字岡見沢九四番一地先		七・〇〇〃二六・〇〇	〇・〇四一

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

三 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
- (二) 期間 平成二十一年七月七日から同月二十一日まで

秋田県告示第三百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十一年七月七日

秋田県知事 佐竹敬久

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
			B	A		
一般 国道	旧	一〇一号	男鹿市船川港比詰字鶴巻二九番地先	男鹿市船川港比詰字鶴巻二九番地先	一七・〇〇〃三三・〇〇	〇・〇四三
			男鹿市船川港比詰字鶴巻二九番地先から大巻一七九番地先まで		七・〇〇〃二〇・〇〇	一・五七八
	新	一〇一号	男鹿市船川港比詰字鶴巻二九番地先		一七・〇〇〃三三・〇〇	〇・〇四三

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

三 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
- (二) 期間 平成二十一年七月七日から同月二十一日まで

(七) その他

そ の 他

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定による秋田県知事の委任に係る平成二十一年度行政書士試験を次のとおり実施する。
平成二十一年七月七日

財団法人行政書士試験研究センター理事長

木寺 久

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十三号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成二十一年七月七日

秋田県教育委員会委員長 北林 真知子

- 一 日時 平成二十一年七月九日 午後二時
- 二 場所 教育委員会委員室
- 三 案件
 - (一) 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について
の専決処分報告
 - (二) 平成二十一年度施策評価（中間評価）について
 - (三) 平成二十一年度教科用図書選定審議会委員の任命について
 - (四) 秋田県心身障害児就学審議会委員の任命について
 - (五) 秋田県立図書館協議会委員の任命について
 - (六) 秋田県スポーツ振興審議会委員の任命について

- 一 試験期日
平成二十一年十一月八日(日)午後一時から午後四時まで
 - 二 試験場所
秋田市手形学園町一番一号 秋田大学手形キャンパス
 - 三 試験の科目及び方法
 - (一) 試験の科目
 - (1) 行政書士の業務に関し必要な法令等
 - ア 出題数 四十六題
 - イ 内容等 憲法、行政法(同法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成二十一年四月一日現在施行されているものに関し出題する。
 - (2) 行政書士の業務に関連する一般知識等
 - ア 出題数 十四題
 - イ 内容 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解
 - (二) 試験の方法
 - (1) 試験は、筆記試験によって行う。
 - (2) 出題の形式は、(一)は択一式及び記述式、(二)は択一式とする。
- なお、(一)の記述式の出題は、四十字程度で記述するものとする。
- 四 受験手続
 - (一) 郵送による受験申込み
 - (1) 受付期間
平成二十一年八月三日(月)から同年九月四日(金)まで
 - (2) 受付場所
財団法人行政書士試験研究センター
 - (2) 受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送すること(あて先は、印刷済)。平成二十一年九月四日の消印があるものまで受け付ける。
 - (3) 提出書類
受験願書一式
 - (4) 受験手数料
七千円
 - (5) 納付方法については、試験案内を参照のこと。

ア 郵送配布
郵送を希望する方は、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形二号・A四サイズの用紙が折らずに入る大きさのもの)を同封の上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、あて先まで郵便で請求すること(平成二十一年八月二十八日(金)までに必着のこと)。

配布期間	あて先
平成二十一年八月三日(月)から同年八月二十八日(金)まで	郵便番号一〇〇一八七七九 郵便事業(株) 銀座支店留 財団法人行政書士試験研究センター
配布期間	配布場所
平成二十一年八月三日(月)から同年九月四日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)	東京都千代田区日比谷公園一番三号市政会館一階 財団法人行政書士試験研究センター
平成二十一年八月三日(月)から同年九月四日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)	秋田市山王四丁目一番一号 秋田県知事公室総務課
	鹿角市花輪字六月田一番地 秋田県鹿角地域振興局総務企画部
	北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地の一 秋田県北秋田地域振興局総務企画部
	能代市御指南町一番十号 秋田県山本地域振興局総務企画部
	秋田市山王四丁目一番二号 秋田県秋田地域振興局総務企画部

午後五時十五分まで	秋田県由利地域振興局総務企画部
	秋田県由利地域振興局総務企画部
	大仙市大曲上栄町十三番六十二号 秋田県仙北地域振興局総務企画部
	横手市旭川一丁目三番四十一号 秋田県平鹿地域振興局総務企画部
	湯沢市千石町二丁目一番十号 秋田県雄勝地域振興局総務企画部
	秋田市山王四丁目四番十四号秋田県教育会館四階 秋田県行政書士会

- (一) 受付期間
平成二十一年八月三日(月)午前九時から同年九月一日(火)午後五時まで
 - (2) 受験申込み画面への入力
財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)のインターネット出願画面に接続し、必要事項を入力すること。
 - (3) 受験手数料
七千円
 - (二) 納付方法は、クレジットカード(VISA、Master又はJIC)のもので、かつ、受験申込者の名義のものに限る。)による決済のみとする。
 - (三) 納付された受験手数料は、原則として還付しない。
- 連絡先
財団法人行政書士試験研究センター
電話番号 〇三二五二五一一五六〇〇
- 五 特例措置の実施

身体の機能に障害のある方については、障害の状況により必要な措置を講ずることがあるので、受験の申込みに先立って四(三)へ相談すること。

六 合格の発表の日時及び方法

(一) 日時

平成二十二年一月二十五日(月) 午前九時

(二) 方法

合格者の受験番号を、財団法人行政書士試験研究センターの掲示板及びホームページに掲示し、及び表示するとともに、受験者全員に可否通知書を郵送する。

秋田県市町村職員共済組合公告

秋田県市町村職員共済組合法第5条の規定に基づき、平成20年度決算の要旨を公告する。

平成21年7月7日

秋田県市町村職員共済組合

理事長 石川 光 男

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
取 掛									
負 担 金	4,616,440	13,050,980		145,891	158,373				
掛 金	4,509,114	7,665,874			154,570				
入 施 設 収 入 ・ 商 品 売 上						23,973			
連 合 会 交 付 金				71,115	5,339			13,164	
利 息 及 び 配 当 金	1,480		349,378	1,418	2,897	40	308,919		
そ の 他 の 収 入	570,219				44	794	74,135	395,103	3,768
入 他 経 理 か ら 繰 入				25,819		14,858			
前 年 度 支 払 準 備 金	829,034								
計	10,526,287	20,716,854	349,378	244,243	321,223	39,665	383,054	408,267	3,768
支 給	5,161,267								
役 職 員 給 与				111,679	29,790	14,479	4,325	21,630	4,768
旅 費 ・ 事 務 費				19,144	1,782	259	507	230	
商 品 仕 入									
飲 食 材 料 費						5,584			
委 託 費				9,548		52			
支 払 利 息			349,378				188,756	331,439	426
事 務 費 負 担 金 払 込 金				62,394					
連 合 会 払 込 金	139,419				170			38,433	
前 期 高 齢 者 納 付 金	1,070,201								
後 期 高 齢 者 支 援 金	1,339,284								
介 護 納 付 金	648,795								
老 人 保 健 拠 出 金	72,101								
退 職 者 給 付 拠 出 金	604,007								
出 他 経 理 へ 繰 入	25,819				145,858				
そ の 他 の 支 出	553,205	20,716,854		44,096	155,450	19,310	17,398	16,564	1,583
次 年 度 支 払 準 備 金	824,004								
次 年 度 繰 越 長 期 給 付 積 立 金									
計	10,438,102	20,716,854	349,378	246,861	333,050	39,684	210,986	408,296	6,777
差 引 当 期 利 益 金 又 は 当 期 欠 損 金 (△)	88,185	0	0	△ 2,618	△ 11,827	△ 19	172,068	△ 29	△ 3,009

貸借対照表の要旨

資 産	流 動 資 産	1,108,016	10	3,702,025	410,114	826,141	47,101	4,891,962	222,263	36,636
	固 定 資 産			13,611,780	1,920	8	17,865	14,242,916	14,408,633	
	繰 延 資 産									
	資 産 合 計	1,108,016	10	17,313,805	412,034	826,149	64,966	19,134,878	14,630,896	36,636
負 債	流 動 負 債	55,096	10		488	3,145	1,280	18,205,634	674	1,465
	固 定 負 債	824,004		17,313,805	144,761	46,221	23,366	1,101	13,735,433	5,196
	負 債 合 計	879,100	10	17,313,805	145,249	49,366	24,646	18,206,735	13,736,107	6,661
資 本	資 本 剰 余 金	228,916				2,325	40,320			
	積 立 金									
	利 益 剰 余 金				266,785	774,458		928,143	894,789	29,975
	資 本 合 計	228,916	0	0	266,785	776,783	40,320	928,143	894,789	29,975
	負 債 ・ 資 本 合 計	1,108,016	10	17,313,805	412,034	826,149	64,966	19,134,878	14,630,896	36,636

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄